

練馬区告示第 **430** 号

練馬区有通路条例（平成15年10月練馬区条例第40号）第6条の規定により練馬区有通路の区域をつぎのように変更し、新たに区有通路となった部分の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和8年8月20日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月20日

練馬区長 吉 田 健 一

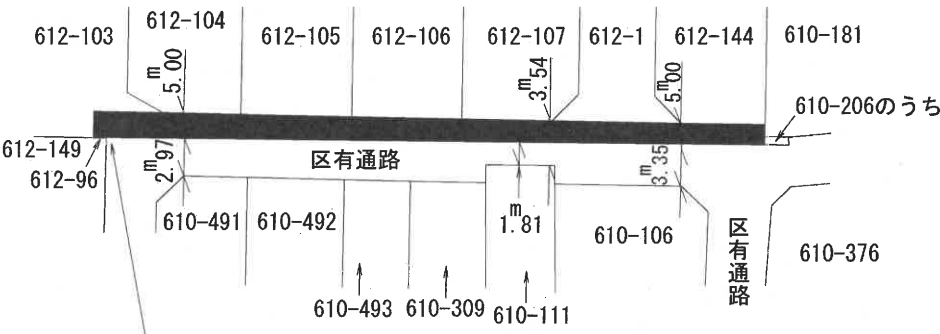
路線名	区 間	起 点 終 点	変更前 後の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	増 面 積 (平方メートル)
41-14	練馬区	旭 町 一 丁目 612 番 103 地先	変更前	1.81 から 3.35	52.21	—
	練馬区	旭 町 一 丁目 612 番 144 地先 まで	変更後	3.54 から 5.00	52.21	97.35

練馬区有通路区域変更図

旭 町 一 丁 目 地 内

縮 尺 600分の1

- 区有通路
- 区域変更による通路



拡大図 縮尺 25分の1

